

令和 8 年第 6 回南城市教育委員会議定例会会議録

日時：2026/05/28 14:00～15:24

場所：南城市役所 215 会議室

出席者：教育長 具志堅兼栄、教育委員 糸数洋、教育委員 伊集盛助、教育委員 桃原ひかる、教育委員 嶺井秀夫、教育部長 狩俣尚輝、教育部参事 新垣典彦、教育総務課長 森田幸也、教育指導課長 城間盛春、生涯学習課長 島袋学、教育施設課長 屋比久久司、文化課長 山里昌次、指導主事 謝敷恭成、指導主事 比嘉正覚
教育総務課 新里優華

議事日程

- (1) 教育長報告 教育長及び各課の業務報告
- (2) 議案第 15 号 南城市離島高校生修学支援費補助金交付規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第 16 号 南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する訓令
- (4) 議案第 17 号 南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について
- (5) 議案第 18 号 南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について
- (6) 議案第 19 号 南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について
- (7) 議案第 20 号 南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について
- (8) 議案第 21 号 南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について
- (9) 議案第 22 号 南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について
- (10) その他 馬天小学校へのかりーるーふ（太陽光第三者所有モデル）導入について

○教育長 具志堅兼栄

皆さんこんにちは。

教育委員の皆さんにおきましては学校訪問、ご参加をいただきましてありがとうございます。
今日知念中学校の学校訪問を終えまして、あとは大里中学校、佐敷中学校、それと久高小中学校の 3 校となっております。

この 3 校につきましても、委員の皆さんのご参加、ご出席をよろしくお願いいたします。

それでは時間になりましたので、第 6 回教育委員会議定例会を開催いたします。

本日は委員全員が出席をしておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

本日の会議録の署名委員は糸数委員を指名します。

なお本日の日程はお手元に配付してあります日程表の通り進めたいと思いますのでよろしくお

願います。

それではまず始めに教育長業務報告及び各課業務報告を行います。

業務報告の内容については、事前に配布した内容の通りとなっております。

これよりご質問をお受けします。

ご質問ございませんか。

○教育委員 桃原ひかる

教育指導課の13日14日、そして27日の研修についてですが、どのようなテーマ内容で、どういった情報交換、研修だったのか教えてください。

○教育指導課長 城間盛春

まず13日については、就学に向けての保育園向けの説明会ということで、園の先生方を招いて小学校に向けてのつなぎへの説明会というような形になっております。

小学校の先生方、1年生の先生方だけではなく、その前の準備で小学校の方ではどういうふうな活動をしているのか、ということ園の先生方にも知っていただく必要があるということで、その説明を行っております。

27日につきましては、記載のある通り、特別支援コーディネーターの連絡会ということで、城間苑子准教授を招いて、特別支援に関する支援の必要性であったり、その内容について講演をしていただいております。

○教育委員 桃原ひかる

要望なんですけど、ぜひ、研修会のテーマ等も一緒に記載していただけたらありがたいなと思います。

どういう学びを深めたのかということを知ることができますので、可能であれば今後、よろしく願います。

○教育長 具志堅兼栄

要望でよろしいですか。

○教育委員 桃原ひかる

はい。

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

他にないようですので、これで質問を終わります。

それ以外に部長、参事、指導主事から何かご報告ありますか。

特にないようですので、先に進めます。

それではこれより議事に入ります。

議案第 15 号南城市立離島高校生修学支援費補助金交付規則の一部を改正する規則を上程いたします。

教育総務課長より議案第 15 号南城市立離島高校生修学支援費補助金交付規則の一部を改正する規則について説明あり

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○教育委員 嶺井秀夫

規則関係は詳しくないので教えてください。

第 6 条「4 月末までに申請」を「別に定める日までに」ということで変更しようということなんですが、「別に定める」の「別」とは何に規定するのかなということと、どれくらいの日を想定しているのか。4 月末ということで見えてたものが、これで見えなくなってるので、どれくらいの期日を予定してるのかということと、あと 1 点。様式第 4 号は変更はなしでしょうか。この 2 点お願いします。

○教育総務課長 森田幸也

まず、この「別に定める日」については、こちらからこの補助金の募集をするときに、対象者の方に通知するときに、いつまでにこの申請書を提出してくださいということで、通知するのが別に定める日ということになります。市教育委員会では、申請の月は 7 月末を予定しております。

様式第 4 号は変更がないのかということですが、16 ページを開いてください。

様式第 4 号は 16 ページにありますが、こちらについても南城市教育長となっていますので、南城市長に変更になります。

○教育委員 嶺井秀夫

7 月末を想定しているということで、保護者にとっては少し時間のゆとりを持って申請できる期間があるので、いい対応だなあとは思っています。

あと久高小中学校には、こういう制度があるということは、早めに周知をしてもらいたいなと思います。

あと様式第 4 号については「1 補助金の額」という項目があるので、これがあると概算払いできなくなるんじゃないですか。前払いになってしまいそうな気がするので、そこは削除するという方向で修正加えたほうがいいんじゃないでしょうか。

○教育総務課長 森田幸也

はい。質問にお答えします。

補助金の交付申請が出されたら、その後その申請書の内容を確認して、補助金の額の交付決定通知書ということで、補助金の額を入れないといけません。交付日もいつに決定したということで、通知書に記入することになりますので、それを修正するというのはできないと考えております。

休憩

再開

○教育委員 嶺井秀夫

私も規則関係は詳しくないので、また事務局の方で検討してもらいたいです。

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

他にないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第 15 号南城市離島高校生修学支援補助金交付規則の一部を改正する規則を採決します。

本案については、様式等の修正も出ましたのでその辺の修正を含めて、可決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って議案第 15 号南城市離島高校生修学支援補助金交付規則の一部を改正する規則は原案の通り可決されました。

続いて議案第 16 号南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する訓令を上程いたします。

教育指導課長より議案第 16 号南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する訓令について説明あり

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○教育委員 嶺井秀夫

教えてください。この教育センターができるときに、センター長は統括指導主事が兼務するという形になったと思うのですが、なぜ統括指導主事ということで、兼務することになったのかという、その背景がわからないので教えて欲しいです。

これを今、参事に変えてしまうと、参事は常置の役職ではないですよ。必要があれば部に参事を置くということになるので、こういう条例作ったからもう毎年参事を置く形になってしまいうんですが、こういう順序性があっていいのかなあとちょっと思いました。

だから、統括指導主事においてた意義と順序ですね、必要があれば参事を置くことができるという条文があるのに、ここではもう必ずおかないと、センター長が不在になってしまいますよね。その辺の関係性を教えてください。

○教育指導課長 城間盛春

こちらの方ですね、すいません、ちょっと回答になってるかあれですけども、昨年までは参事職と統括指導主事職のお二方おりました。

実際、学校の校長を経験された方が統括指導主事という名称で呼んでおりまして、両方とも部長職であったということになっております。

教育委員会の方には3月まで教育部長、参事、統括指導主事という3名の部長職がいらっしゃいました。

この4月からは、部長職と参事職という形で配置になっております。

この参事職が統括指導主事を兼ねているというような内容になっており、今回、組織体制でも参事という名称役職になっているものですから、今回、統括指導主事を参事に改めるような内容になっております。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

他に質疑はございませんか。

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第16号南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する訓令を採決します。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って議案第 16 号南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する訓令は原案通り可決されました。

続いて議案第 17 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを上程します。

教育指導課長より議案第 17 号 南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について説明あり

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○教育委員 嶺井秀夫

教えてください。

これタブレットですね。今、子どもたちに配布しているその状況、目標は 1 人 1 台だと思うんですけど、今、現状としてどれぐらいなのか。そして、この契約を結んで配布を実現したときに、どれくらいまで状況が変わっていくのかということを教えてください。

○教育指導課長 城間盛春

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、今年度 4 月末現在で市内小中学校すべてにタブレット端末の過不足調査を行っております。

その中で実際に不足が確認されたのは約 1,000 台近くです。

こちらについての不足というのは、使用不可、要は故障により使用不可というのもございますが、今、児童生徒に届いていない要は故障等も含めてですね、それ届いてない台数が 1,000 台近くあったというふうな内容になってます。

こちらにつきましては、今月、小学校 1 年生のタブレット端末を回収させていただいて、中学校に優先配布を行っております。

理由としましては、小学校の 1 年生は入学当初ということで、タブレット端末の使用機会が少ないという理由がございまして、こちらよりも中学生の方にしっかりと配布したほうがいいのではということで、校長会、教頭会でも確認しましてそのように対応しております。

今回の物品整備事業におきましては、市内小中学校全ての児童生徒に配布を予定しております。

これまで使っていたタブレット端末につきましては、教職員、あるいは予備等に活用する予定

でございます。以上です。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

他にございませんか。

他にないのでこれで質疑を終わります。

議案第 17 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを採決します。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って議案第 17 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定については原案の通り可決されました。

続いて議案第 18 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを上程いたします。

教育施設課長より議案第 18 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について説明あり。

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第 18 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを採決します。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って議案第 18 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定については原案の通り可決されました。

続いて議案第 19 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを上程します。

教育施設課長より議案第 19 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について説明あり。

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第 19 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを採決します。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って議案第 19 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定については原案の通り可決されました。

続いて議案第 20 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを上程します。

教育施設課長より議案第 20 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について説明あり。

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第 20 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを採決します。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って議案第 20 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定については原案の通り可決されました。

続いて議案第 21 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを上程します。

教育施設課長より議案第 21 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について説明あり。

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

休憩

再開

○教育長 具志堅兼栄

他に質疑はございませんか。

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第 21 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを採決します。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って議案第 21 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定については原案の通り可決されました。

続いて議案第 22 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを上程します。

教育施設課長及び生涯学習課長より議案第 22 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定について説明あり。

○教育長 具志堅兼栄

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○教育委員 嶺井秀夫

教えてください。生涯学習課の図書館スマート化事業ですね、4000 万円を使って何かどのように変わるかというところ教えて欲しいんですが。

蔵書が増えるわけではなくて、デジタル機能の充実を図るということだと思うんですが、現行の電子図書館とこの 4000 万円を使って、どのように変更されるのかというのを教えてもらえますか。

○生涯学習課長 島袋学

今回のこの事業につきましては、令和 8 年度マイナンバーを活用した利用者登録、また AI による蔵書検索機能システムを導入する内容になっております。

この事業は、先ほど説明しました「まちづくり交流拠点」に図書館 3 分館を閉館してこの複合施設に入りますが、その準備の前段階として、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、マイナンバーカードを利用した図書館の登録、またを AI を活用した蔵書検索の準備段階に入ってます。

また次年度については、IC タグを取りつけして、図書館の本の管理運用ということで、段階的に、準備に入っていこうという流れになっております。

○教育委員 嶺井秀夫

マイナンバー使うということは、今は登録をしてカードをもらっていると思うんですけど、それはなしで、もう市民であれば、みんなが使える状況が作り出せるということですね。

○生涯学習課長 島袋学

はい。おっしゃる通りです。

○教育長 具志堅兼栄

他にございますか。

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第 22 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定についてを採決します。

本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

従って議案第 22 号南城市議会を経るべき議案についての意見の決定については原案の通り可決されました。

次にその他についてにうつります。

報告事項です。

教育施設課長より馬天小学校へのかりーるーふ（太陽光第三者所有モデル）導入について説明あり。

○教育長 具志堅 兼栄

この報告について、ご質問ございますか。

○教育委員 嶺井秀夫

教えてください。馬天小学校の体育館は緊急時の避難場所として設定されていて、クーラーが設置されることになっていると思いますが、この 56 ページの資料からすると、非常時に使えるのが照明スタンド、パソコン、複合機になっていて、夏場の災害だったときに、その体育館の機能が発揮できるかなあと思ってちょっと気になりました。その辺はどうでしょう。

○教育施設課長 屋比久久司

停電時は、この発電機能では、クーラーなどの動力は動かすことはできないです。

あくまでもこれは低電圧というか、動力動かすまでの規模はございません。この太陽光発電ではできないですね。

○教育長 具志堅兼栄

今、嶺井委員が言ったとおり、馬天小学校の体育館は防災の緊急避難用で空調設備を入れてるんですが、発電機はありません。

発電機がないので停電時は、そのクーラーを起動するぐらいの動力を持ってません。

ですので、今後、発電機を設置するかということなんですが、それも今予定はないです。

例えば、夏場の停電時については、窓を開けて対応する。また、これで利用できる分については、扇風機等が可能な部分は扇風機で対応するという形になります。

基本的にクーラーを動かすような電源装置を持ち合わせてないということです。

○教育委員 嶺井秀夫

今後、この避難場所の環境を整える意味で、冷房設備の設置が広がっていくと思いますが、今みたいに災害時、建物もしっかりしてるのに、停電があったからこそ也使えませんというやっぱり厳しいかなあと。だから施設としては、発電所みたいには送れないけれども、発電カーなどを持って行って、電力供給できるような体制とか今後、検討してもらえたらいいですね。

○教育長 具志堅兼栄

今ですね、電源カーを1台購入してるんですが、多分、電源カーでも設置してるクーラーを動かすことは、できないと思います。

非常時の停電については、全国的にも課題なんですけど、やはり発電機が装備されてない、設置されてない施設については、基本的にはクーラーが動いてない、もしくは冬場ですと、暖房が動いていないという状況になります。

ただ、発電機を整備するとどうなるかというと、すごくお金がかかるので、その辺については厳しい。多分、市が持ってる発電機では、クーラー動かすことできないです。

○教育施設課長 屋比久久司

今、市が持ってるような発電機ではできなくて、かなり高額な発電システムが必要だということです。

今、庁舎の方は、停電時にクーラーまで冷やせるようになってはいると思うんですけども、これもやはり燃料タンクとか、そういった大規模な費用的なものがかったシステムになってますので、それを導入するっていうのは、今のところできてない状況です。

○教育長 具志堅兼栄

将来的にここだけではなくて、公民館等クーラーが入っているところも、避難場所になっていきますが、そこもやはり停電したときに冷暖房については稼働できないという現状です。

市も電源カー、去年でしたね。結構、高額で買ってるんですが、やはりそこまでは、稼働できないというのが現状です。

なので、今、考えてるのは例えば、市民のスマートフォンの充電を電源カーで充電するとか、本当に必要な部分の医療的ケア児がいるところに、酸素の供給とかですね、そういう優先順位をつけた中での対応になるということであります。

○教育委員 嶺井秀夫

蓄電池をもっと大きくするということはできないんですかね。

○教育長 具志堅兼栄

蓄電池ですね、クーラーを動かすぐらいの蓄電池となると、多分、この庁舎ぐらいの大きさの蓄電池を設置しないと動かし切れません。それから蓄電池って相当高いんですよ。

今回我々もその蓄電池をありにするか、蓄電池をなしにするかということで議論もしました。

蓄電池なしにすると、電気料金、今の電気料金より若干下がるんですね。

しかし、蓄電池がないと、先ほど教育施設課長が言ったように、照明スタンドの設置できないとか、パソコンが使えないとか、あとは、コピー複合機が使えないとかっていうのが出てくるので、電気料は補いきれなくても、その蓄電池を設置したほうがいいということで判断しました。

○教育委員 嶺井秀夫

これだけでは絶対、足りないということですね。

○教育長 具志堅兼栄

足りないということです。

1つ1つできる部分からということで、今回それをやってるということです。

初期投資を市がやらないので、その辺は助かってる部分ですね。

先ほどの説明のあった新会社が沖縄電力とタイアップしてそこがやりますので、我々としてはその初期投資がないという部分が魅力であります。

他にございますか。

15時30分から総合教育会議も控えてますので、報告についてはこれで終わらせていただきます。

事務局より、次回の日程等についてお願いします。

○教育総務課長 森田幸也

では次回は定例会を令和 8 年 6 月 25 日木曜日 15 時から行います。

場所は南城市役所 2 階に 215 号会議室、この場所になります。

スケジュール調整のほどお願いします。

○教育長 具志堅兼栄

よろしいでしょうか。

これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

以上で第 6 回南城市教育委員会議定例会を閉会します。

令和 8 年 6 月 25 日

南城市教育委員会

会議録署名 教 洋

作成者 新里 優華